

投資信託振替制度に係る業務処理要領第1.4版 新旧対照表(2024/11/6)

第1章 総則

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	3	3	追加	<p>※ 間接口座管理機関は、振替法第44条第1項第13号に掲げる者(外国口座管理機関)を上位機関とする場合、口座管理機関に関する命令第1条に規定する要件(自身が国内の口座管理機関の場合、その加入者が国内投資家である適格機関投資家等に限られる等)を満たす必要がある。</p>		3.(1)⑤ 備考欄

第2章 投資信託受益権に係る発行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第3章 投資信託受益権に係る振替手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第4章 投資信託受益権に係る販売会社移管

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第5章 投資信託受益権に係る抹消手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第6章 信託の併合

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第8章 投資信託受益権の差押え

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第9章 投資信託受益権に係る個別移行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

別紙等

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		